④ 収入超過者に対する措置

市営住宅は、住宅に困窮しておられる収入の低い方々に低廉な家賃で入居していただくという目的 で建設された住宅ですが、そうした資格条件をそなえて入居された方も、入居後何年も経過すると、 公営住宅法で定める一定の収入基準をこえる場合がでてきます。

このような方を公営住宅法では「収入超過者」といいます。

〇明渡し努力義務

市営住宅に引き続き3年以上入居し、公営住宅法で定める収入基準を超える方を「収入超過者」と認定し、当該住宅の明渡し努力義務が課せられることになります。

「収入超過者」には、認定した収入に応じ、一定の割合で加算した家賃を支払っていただくことになります。

○高額所得者の明渡し努力義務

市営住宅に**引き続き5年以上入居**し、**最近2年間**引き続き公営住宅法で定める高額収入のある方を「高額所得者」と認定します。

高額所得者と認定された方は、市の定めた猶予期間を経て、当該住宅の明け渡しをしなければならない義務が生じます。

「高額所得者」には、その住宅の最高の家賃である「近傍同種の住宅の家賃(民間賃貸住宅の家賃とほぼ同程度の額)」を支払っていただくことになります。